

令和元年11月26日

## 訴 状

横浜地方裁判所川崎支部御中

原告ら代理人

弁護士 江 頭 節 子

損害賠償請求事件

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

請求の趣旨

- 1 被告は原告ら各々に対し、金110万円及びこれに対する平成28年6月5日から支払い済まで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

(原告らの呼称は、当事者目録記載の「原告1」「原告2」「原告3」「原告4」とする)

### 第1 事案の概要

本件は、原告らが川崎市中原区でデモ行進を行おうとしていたところ、弁護士である被告が、これを中止させる目的で集団示威運動を行うことを、他の数百人の人々と共謀し、現地で原告らに対し、多人数で「ヘイトデモ中止!」「帰れ!」等と拡声器で繰り返し唱和したり、デモ参加者を取り囲んだり、「ゴミ!」「クズ!」などの暴言を浴びせたり、デモ参加者を押したり羽交い締めにするなどの暴行を加えたり、デモ進路の車道を多人数で違法に占拠する等のデモ妨害行為を行って、デモの中止を強要し、これによりデモを中止に迫りやり、もって原告らの表現の自由を侵害した不法行為につき、損害賠償を請求する事件である。

## 第2 本件に至るまでの経緯

### 1 一連の川崎デモ

#### (1) 原告1の活動

原告1は、2013年頃から神奈川県川崎市を拠点に保守系市民活動を行い、「五十六パパ」という活動名や「瑞穂尚武会」代表という肩書を用いて、街頭演説やデモ行進などの活動に従事していた。以下、これらデモ活動を総称して「川崎デモ」という。

#### (2) 川崎デモのテーマ「反日を許すな」

川崎デモで取り上げる個別問題は多岐にわたるが、一貫したテーマは「反日を許すな」である。北朝鮮の核開発や拉致、韓国の竹島占拠等、近隣国家が日本に敵対的な政策を取っていることに対し、日本の主権、安全保障、国益、日本人の人権等を日本が守るためには、それら反日国家及びそれに与して日本と日本人の利益を蔑ろにする勢力を許してはならないとする主張である。川崎デモで批判の矛先が向けられる対象者は多岐にわたり、日本の政党、政治家、マスコミ等、圧倒的に日本人が多いが、反日活動に邁進する在日韓国朝鮮人の個人団体も含まれる。

本件は平成28(2016)年6月5日に中止に迫いやられたデモ(以下「本件デモ」という)にかかる損害賠償請求事件であるが、川崎デモとしては13回目に数えられる。過去の川崎デモのうち、デモ口上文的なデータが保存されていたものを甲18～24号証として提出する。

本件デモに先立つ直近2回のデモは、同タイトル・同趣旨の「第一弾」「第二弾」であった。

#### (3) 第一弾デモ

平成27(2015)年11月8日、主催「五十六パパ」として「川崎発! 日本浄化デモ【反日を許すな】」が実施された(以下「第一弾デモ」という)。集合場所は川崎市川崎区の富士見公園であった。デモは、マイクを持った者1名があらかじめ準備された口上文を読み上げ、合間のシュプレヒコールを参加者全員が唱えるという一般的な形式である。第一弾デモの口上文は、別紙「デモ口上目録1」のとおりであった(甲22)。デモ口上の全文が、実施直後にウェブサイト上に掲載された(甲6)。

#### (4) 第二弾デモ

平成28(2016)年1月31日、主催「瑞穂尚武会」として「川崎発! 日本浄化デモ『第二弾!』【反日を許すな】」が実施された(以

下「第二弾デモ」という)。集合場所は第一弾と同じく川崎市川崎区の富士見公園であった。第二弾デモの口上文は、別紙「デモ口上目録2」のとおりであった(甲23)。口上文の全文が、実施直後にウェブサイト上に掲載された(甲7)。

(5) 矛先の大半は日本人、話題の多くがヘイトと無関係なこと

各デモ口上文から明らかなおおりに、批判の矛先は、反日国家、反日活動をしている(とデモ主催者が思料する)日本人及び在日韓国朝鮮人とその団体等であり、具体的には、特定の政党、神奈川県知事、川崎市長、川崎市、特定の国会議員、特定の地方議会議員、特定の左翼系団体、教職員組合、特定の社会福祉法人、マスコミ、特定の地方新聞、特定の弁護士、米国の政権などである。圧倒的に日本人が多い。

話題(意見)は、外国人参政権に反対、外国人の公務就任に反対、川崎市の多文化共生(強制)に反対、市議会の日の丸掲揚に反対した政党と弁護士への反論、外国人が憲法9条問題で運動するのは内政干渉であること、特定政党の収支報告書への批判、川崎デモ妨害への抗議、入管特例法の廃止、慰安婦の強制連行は特定の新聞が捏造して世界に広めたこと、自治体の職員(公務員)が政治活動をしている事実の指摘と批判、各種の市民運動は特定政党と過激派左翼が主導していること、特定国の独裁政党による大虐殺とこれを批判しない日本の特定政党への批判、反日への抗議にヘイトのレッテルを貼る川崎市長への批判、日本の特定政党が慰安婦問題を取り上げながら韓国軍人がベトナム戦争中にベトナム女性に与えた性被害問題を取り上げないダブルスタンダードの批判、ヘイトスピーチ解消法や条例が憲法違反であること等、極めて多岐に及ぶ。

話題として、そもそも人種・民族差別のヘイトスピーチの候補にさえならない全く無関係の話題も数多い。

## 2 カウンター勢力による妨害

これらデモに反対する人々が、わざわざ現地に駆け付け、反対行動を行った(以下、現地で反対行動を行う人々、又はその人々の反対行動を「カウンター」という)。カウンターのほとんどは、事前にインターネット等を通じてカウンター行動への参加の呼び掛けを見て集まった人々である。

第一弾デモも第二弾デモも、数百人ものカウンターから、現地で執拗かつ露骨な妨害を受けた。妨害の態様は、圧倒的多数で取り囲む、拡声器を通じて又は大声で「帰れ! 帰れ!」などと連呼してデモ口上が聞こえないよう

にする、参加者を押ししたり掴んだりする、中指を突き立てて侮辱する、「帰れこの野郎」「差別主義者！」などと暴言を吐く、などであり、本件デモに対する妨害（甲1～3、本件デモの動画）と同様であった。

カウンターによる妨害は、神奈川県における公安条例である「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」1条や道路交通法86条、77条に違反する、違法な集団示威運動である。

第一弾デモも第二弾デモも、カウンターの違法な激しい妨害によって、当初の予定コースどおり進めず、コース変更を余儀なくされた（甲9、10、新聞記事）。すなわちこれらカウンターは、単に行政法規違反に留まらず、デモ参加者に対する威力業務妨害の不法行為であった。

3 反日への抗議を民族差別にすり替え「ヘイトデモ」を捏造したマスコミ  
カウンターの露骨で乱暴な妨害行為に対して、デモ参加者の一部が反発して、売り言葉に買い言葉で言い返すことがあった。カウンターの常軌を逸するエスカレートぶりに相応する、売り言葉に買い言葉につきものの、多少エスカレートした表現が一部にあったかも知れない。

すると、一部マスコミ（神奈川新聞等）が、そのように言い返した一部の人間の一部の不規則発言だけを恣意的に切り取って、川崎デモ全体を「ヘイトスピーチ」「ヘイトデモ」だと決め付けるキャンペーン報道を繰り返した。さらには、原告1が知らない発言までも、主宰者であるというだけで原告1が行ったかのように報道した（甲11）。それら記事の特徴は、「反日」に抗議するデモ内容には一切言及しない点にある。すなわち、初めから在日コリアンという民族に対する差別煽動の「ヘイトデモ」だというレッテル貼りをすることが目的の、凡そ中立とは言えないプロパガンダ記事であった（甲9～11）。

こうして、「反日」への抗議である川崎デモが、在日コリアンに対する民族差別煽動のヘイトデモにすり替えられ、宣伝された。

#### 4 本件デモの告知

平成28年5月頃、同年6月5日開催予定の本件デモの告知が、保守系活動の情報を紹介するウェブサイトに掲載された（甲8）。後日、実施詳細や注意事項が追加掲載された（甲8）。

本件デモの数あるテーマの1つに「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という）への反対の意思表示があった。ヘイトスピーチ解消法は本件デモ直

前の同年6月3日に公布施行されたものであった。

本件デモの告知には、ヘイトスピーチ解消法が悪法であるとの記載とともに、デモ実施の際の注意事項として「絶対に違法行為はしない。皆さんは誇りある保守です。勿論、ヘイトスピーチ解消法にも従ってください。【悪法も法なり】です。」との呼びかけが記載された(甲8)。

本件デモの集合場所は、川崎市中原区の平和公園であった。

## 5 本件デモの公安条例と道路交通法上の許可

原告1は、同年6月1日、本件デモの実施のため、神奈川県公安委員会に対し、「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」(甲4)2条に基づき、及び中原警察署長に対し、道路交通法77条1項に基づき、「集団示威運動並びに道路使用 許可申請書」(甲5)を提出して、各申請を行った。同月3日、同公安委員会と同警察署長は、若干の保安上の条件を付した上で各申請を許可した(甲5)。許可された本件デモの参加人員は10ないし50人程度、参加車両は街宣車両2台であった。

## 6 本件デモの予定コース

本件デモの予定コースは、警察に提出した申請書添付の経路地図のとおり、中原区平和公園に11時に集合し、公園向かいの木月交番前からデモ開始地点である東住吉小学校前まで、綱島街道を北北東方向に進んで移動し、東住吉小学校前で持ち物等に法令違反が無いか最終チェックをして、11時30分頃デモ行進を出発させ、綱島街道を進み、中原消防署前の交差点で左折し、東急東横線武蔵小杉駅の東口ロータリー前で流れ解散するというものであった。距離はデモ行進は約800メートル強、開始前の移動を含めると約1.1キロメートルであった。解散予定は12時30分であった(甲5)。

## 第3 本件不法行為

### 1 カウンター行動の呼びかけ

本件デモが告知されると、すかさずカウンター行動がインターネット等により呼びかけられた。「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークとその参加団体が、組織的に呼びかけていた(甲12、13)。

本件デモに対するカウンターを、以下「本件カウンター」ともいう。

### 2 本件デモの中止

#### (1) 集合場所への集合を妨害

6月5日、午前10時30分頃から、最寄駅の武蔵小杉駅、元住吉駅、中原平和公園の周辺に多数のカウンターが集まり、本件デモを中止させるための集団示威行動を行った。

具体的には、集まり始めたデモ参加者を取り囲み「おまえはゴキブリ以下」「クズ」「ゴミ野郎」「ジジイ、馬鹿」「おまえはタダの違法な存在だ」（甲1の最初の1分間）などと暴言を吐く、中原平和公園の外周を埋め尽くし「レイシスト帰れ！」と大声で唱和する（甲2の00分27秒～00分50秒）等、であった。

原告3と原告4は、本件デモに参加するため、最寄駅で電車を下りて中原平和公園に向かった。しかし、カウンターの大人数による集団示威運動を目の当たりにして、あまりの異様、不穏な雰囲気、とても平穩無事にデモ行進が行えると思えず、主催者の待つ集合場所に参集することを断念した。

原告1、原告2も、余りのカウンター妨害の激しさに、集合場所である中原平和公園に行けなかった。

結局、中原平和公園での集合自体が実現できなかった。

このように集合場所での集合自体が妨害されたことは、神奈川新聞も報道している。曰く「午前10時半ごろからデモ参加者が集まり始めると、ヘイトスピーチに反対する市民らが抗議の声を上げ、公園に近寄せなかった。」（甲11）。

## (2) 本件デモ開始地点までの移動を妨害

### (ア) 移動開始

原告1と原告2は、他の約30名の参加者とともに、午前11時頃、中原平和公園の道路向い（西向い）の木月交番前にいた。そこから、本件デモ行進の開始地点となるはずの東住吉小学校前まで、綱島街道の車道の左端を、整然と移動しようとした。カウンターからの攻撃に備えて、大勢の警官に取り囲まれての移動であった。

### (イ) 移動の妨害の全体像

しかし、数百人のカウンターが、本件デモを中止させるための集団示威行動を行い、その数は増える一方であった。具体的には、拡声器を用い又は大声で「ヘイトデモ中止！」と繰り返し唱和する、「ヘイトスピーチを許さない」「ヘイトやめて帰れ！差別主義者！」等と書いたプラカードを掲げる、デモ参加者とそれを警備する警官の列に押し寄せて身動き取れなくする、デモ進路の車道に大人数で座り込んだり寝転んだりする、

デモ参加者につかみかかる等である（甲1～3）。

(ウ) 暴言、脅迫、強要

カウンターは、木月交番前で警察に守られるデモ参加者を取り囲み、「さっさと帰れオマエラ」「終わり終わり！」「さっさと帰れ迷惑なんだよ」（甲1の2分33秒～）、「早く帰れボケこらあ！」「さっさと帰れコラテメエ」「これがお前らの現実だよ」「おまえらの味方いないよ！」「気持ち悪いんだよ」「今日はどう考えても無理だよオマエラわかってんのかこの状況を」「おまえら歩かせないよ！」（甲2の04分00秒～05分34秒）、「何も出来ないよ、囲まれてるよ！」（甲2の06分18秒～06分24秒）、「帰るなら道あけるよ」（甲2の06分32秒～06分35秒）、「デモできねえよ！」「うるせえコラ」（甲2の08分00秒～08分31秒）、「気持ちいいか！それがオマエラのエクスタシーか！」（09分20秒～09分33秒）などと口々に怒号を浴びせた。

木月交番前に新たに参集してくるデモ参加者にも押し寄せ「帰れ！帰れ！」と唱和した（甲2の09分37秒～10分30秒）。

木月交番前からデモ参加者が綱島街道の進路に向けて移動しようとする、拡声器を用い又は大声で「ヘイトデモ中止！」「帰れ！帰れ！」と繰り返し唱和する（甲2の13分40秒～）、中指を突き立てて「日本の恥」「クズ」と暴言を浴びせる（甲2の14分48秒～）、「ヘイトやめて帰れ！差別主義者！」等のプラカードを掲げる（甲1の3分10秒～）などの行為をした。

デモ参加者が綱島街道を北上しようとしても、これを取り囲み、ヘイトデモ中止！と唱和を続ける他、口々に「人権を踏みにじるやつが人権を主張するな。サングラスのババア、おまえだ！」（甲2の22分57秒～23分04秒）、「恥さらし！恥さらし！」（甲2の28分00秒～28分28秒）、「帰れこの野郎！ゴミが！」（34分45秒～34分50秒）、「ドアホ！」「死ね！」（甲2の35分09秒～35分12秒）等の暴言を浴びせ、デモ参加者の権利の行使を妨害し、義務なきことを強要した。

(エ) 身体的暴力

原告1は、本件カウンターの1人からメガホンを奪われそうになったり、羽交い締めにされる暴行被害を受けた（甲14の写真1，2）。また別のカウンターの1人から頭部を押されたり、服を掴みあげられる等の暴行被害を受けた（甲14の写真3，4）。頭部を押した犯人は、後に暴行罪容疑で検挙され、容疑を認めた（甲15）。

その他、終始、デモ隊にカウンターが押し寄せ、身動きができなかつ

た（甲1～3）。

（オ）車道上のシットインによるデモ進路の封鎖、一般車両の通行妨害

デモ隊が移動しようとする進路は、カウンターが車道にもかかわらず座り込んだり寝転んだりして「ヘイトデモ中止！」等と唱和する集団示威運動（シットイン）を行い、完全に封鎖した（甲1の13分56秒～）。

被告は、少なくともシットインに参加したことが確認されている。シットイン集団は、デモ予定コースである左側車線（走行車線）のみならず、右側車線（追い越し車線）にまではみ出していた（甲1の13分50秒～）。被告は、シットインを行う集団とともに車道を違法に占拠し、シットインする人々のすぐ脇（車道中央、対向車線寄り）に立って、シットインを見守ったり（甲1の16分10秒～16分18秒）、一緒に拍手喝采したりした（甲1の20分55秒～20分59秒）。

シットインは公安条例違反（無届の集団示威運動）のみならず、当然、道路交通法違反である。シットインのため、綱島街道の北行車線は車の通行が一時全く不可能になった（甲1の13分10秒～。40分00秒～）。ついには北行しようとする車両は、対向車線のうちの右折用車線にはみ出して通行せざるを得なかった（甲1の15分28秒～。23分30秒～25分50秒）。救急車さえも減速して通行せざるを得なかった（甲1の36分14秒～36分21秒）。

（カ）移動不能による中止

本件デモ参加者の列に押し寄せるカウンターと、被告ら多数人のシットインのため、本件デモ参加者は綱島街道を北向きに10メートルほど前進しただけで、開始地点まで全く到達することが出来なかった。

警察は、不測の事態が起こる危険が高いことを理由に、本件デモを中止するよう本件デモ参加者に求めてきた。本件デモ参加者はこれに抗議し、カウンターの行為が違法であるから取り締まり排除するよう、再三求めた。しかし警察はカウンターを取り締まらず、逆に本件デモを中止するよう執拗に求めてくるばかりであった。

警察がカウンターの妨害を排除しない以上、本件デモは開始地点にさえ移動できないので、実施が不可能であった。このため本件デモ参加者は、本件デモを中止する以外に無かった（甲2の39分～）。

（キ）中止後も続くカウンターの暴言、強要

原告2は日の丸の旗を持っていたが（甲1の38分56秒～39分02秒。39分13秒～39分20秒）、中止を受けて警察から旗をしまうよう指示され、止むを得ずしまった（甲1の44分00秒～44分30

秒。甲2の45分18秒～45分25秒)。

カウンターは多数の者がプラカードを多数掲げているにもかかわらず、デモ隊に「旗下せ～！」と怒鳴った(甲1の42分55秒～43分15秒)。

原告らは、本件デモ中止後、警察に囲まれながら方向転換をして木月交番前に戻り、そこから右折して歩道上を元住吉駅に向かって歩いた。

中止後もカウンターの付きまといと暴言は止まず、拡声器を用いたり大声でデモ参加者を罵倒し続けた。「写真撮ってんじゃねえよヘイト野郎!」「負け犬とととと帰れ」「ザマアみろ～!」(甲2の47分43秒～47分53秒)、「マスク外せ! 撮ってやるからマスク外せ! 卑怯者それでも日本人か!」「サングラスを外せ! 顔を隠して何が和魂だ!」(甲3の00分52秒～01分12秒)、「ゴミ!」(デモ参加者「それはヘイトスピーチじゃねえかよ～」)「馬鹿! おめえがヘイトなのゴミなの人間のクズ! わかったあ?」(甲3の10分28秒～10分45秒)、「川崎から出てけー!」(甲3の15分57秒)等。

それらカウンターを警察は取り締まらなかった。

#### (ク) 読み上げがかなわなかった本件デモ口上文

原告1は、納得が行かないので、ついには歩きながら、本件デモのために準備していた口上文(別紙「デモ口上目録3」、甲24、甲29)を、拡声器を使って読み上げ始めた(甲3の17分49秒～)。他のデモ参加者も「憲法違反のシバキ隊を許さないぞ～!」等と声を上げた。するとカウンターが(さんざん怒号を上げて騒乱を起こしていたのはカウンターなのに)「病院の横だから静かにしろ!」と怒鳴った。結局、原告1は口上文を全部読み上げる前に警察に制止された(甲3の20分30秒)。

デモ参加者がカウンターに「集会の自由を損なっておまえたちは何なんだよ」と言うと、カウンターが拡声器を用いて「集会の自由を損なってじゃない。あんたたちがヘイトスピーチが良くないからダメになってんでしょ。反省した方がいいよ。」「何でこういう目に遭ってるかわかる?」等と、延々と拡声器で喋った(甲3の22分50秒～)。

そこでデモ参加者は警察に「あの拡声器使ってんのいいのかよ!」「あっちには警告しないのかよ!」「差別だ!」と抗議し、原告1は歩道上に座り込んで抗議した。すると警察が歩道に座り込まないようにと注意してきたので、シットインを野放しにししながら本件デモ隊に注意することは差別だと抗議した(甲3の23分25秒～26分30秒)。

原告1は、納得がいかず、今度は肉声でデモ口上を再度読み始めた(甲

3の27分54秒～)。しかしまたも警察に制止された(甲3の28分08秒)。原告が手に持っていた本件デモの口上文は、動画にも一部映っているが(甲3の31分24秒～31分26秒)、結局全て読み上げることは出来なかった。約1年後に原告1は本件デモの口上文の全文をブログにアップした(甲29)。

#### 第4 被告の故意及び違法性の認識

被告は同年6月8日(本件デモ中止の3日後)、ツイッターで「あの状況でデモを阻止する方法は、シットインしかなかった」(甲26)、「[民衆の正義]は時に「法の正義」を乗り越え、作り替えるのだろう。」などとツイートした(甲27)。すなわち被告は、カウンターによるシットインを含む集団示威運動が違法であることを認識していた。

#### 第5 共同不法行為

被告が他の多数のカウンターと、本件デモを中止させるという共同の意思のもとに、本件デモを中止させることに向けた集団示威運動を行い、これにより本件デモを中止させたことは、原告らのデモ行進を行う自由(表現の自由)を違法に侵害したものであり、民法709条の不法行為が成立する。

集団示威運動に参加したカウンターは、共同不法行為者として、民法722条により各自が損害の全てを賠償する不真正連帯債務を負う。

#### 第6 被侵害利益

本件では原告らに憲法上保障されている人権である表現の自由が侵害された。被侵害利益が憲法上保障された人権であることは、私人間の不法行為の解釈適用においても考慮されなければならない。

原告らは日本国民として日本の主権、安全保障、政治の在り方等について意見を表明する権利を有している。現在の政府・自治体の政策・方針、現行の法制度、政党・政治家・マスコミ等の権力者有力者の言動等について、賛成又は反対する立場で、原告らの意見を表明することは、原告らの不可侵の人権である。

これは原告らの私益にとどまらない。日本国の国づくりに参加するのは国民固有の権利であり、参政権の側面を有する公的な権利である。

したがって、デモ行進により意見を表明する自由は、保護法益の中でも特に要保護性の高いものである。

特に要保護性の高い言論を封殺した被告の行為の違法性は強く、原告らの

損害は甚大である。

## 第7 「ヘイトスピーチ」（予想される被告の反論）について

### 1 はじめに

被告を始めとするカウンターは、「ヘイトスピーチを許さない」などという動機で本件カウンター行動に及んだようである。そこで念のため、そのような動機が不法行為の成立や損害の評価に何らかの影響を与えるかどうかについて付言する。

結論から言えば、本件カウンターの違法性を強め、損害を重大なものと評価する方向に働く要素である。

### 2 違法性阻却はあり得ないこと

ヘイトスピーチは私人が実力で事前抑止して良いとか、ヘイトスピーチへのカウンターは違法性が阻却されるなどと定めた法律は無い。

したがって、川崎デモがヘイトスピーチか否かに関わらず、本件カウンターは違法である。

### 3 ヘイトスピーチの定義

被告はそれでも人種差別とかヘイトスピーチとかを主張して、本件カウンターの違法性と損害を争ってくるであろう。そこで、本件デモがヘイトスピーチとして事前抑制を受けても止むを得ない言論であるのか、そうではなく憲法上表現の自由としての保障を受ける言論であるのかを、論じておく。

出発点となるヘイトスピーチの定義であるが、これは人により広狭様々である。

公的な定義として、ヘイトスピーチ解消法が同法の適用を受けるヘイトスピーチとして定義しているものは（第2条）、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」である。

短く言うと、「専ら」「本邦出身者に対する差別的意識を助長・誘発する目的で」「本邦外出身者であることを理由として」「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動である。

以下には、ヘイトスピーチ解消法の定義を前提に論じる。

#### 4 人種差別と無関係の言論、ヘイトスピーチ解消法の違憲性についての意見を封殺したことの違法性の強さ

川崎デモは、過去のデモ口上（甲18～23、甲6、7）と、本件デモの予定口上文（甲24、甲3の31分24秒～）から明らかなように、大半は外国や日本の政党や政治家やマスコミやカウンターの実力行使を批判する内容がほとんどであり、ヘイトスピーチとは関係が無い。

したがって、ヘイトスピーチと全く関係ない表現を「ヘイトスピーチ」「ヘイトデモ」とレッテルを貼った上で暴力的に中止させた本件カウンターの違法性は極めて強い。

特に本件デモの予定口上文（一部だけ読み上げ。別紙口上目録3）は、特定の政党批判、ヘイトスピーチ解消法が憲法違反であること、特定の新聞のヘイトのレッテル貼り報道への批判、その新聞記事を疎明資料にしたデモ差止め仮処分申請への批判など、極めて重要な論点にかかる言論であって、いかなる意味でも絶対にヘイトスピーチには当たらない。

それどころか、ヘイトスピーチ解消法が表現の自由との間で高度の緊張関係にあることは立法過程から強く意識されていたことであり、まさにその部分にかかる、ヘイト呼ばわりされる当事者からの意見であるから、公的に極めて重要な意見であり、絶対に弾圧してはならない言論である。この言論を言わせもしないうちから封殺した本件カウンターは、日本が民主主義国家であり法治国家であることを否定したに等しい。その違法性は極めて強い。特に被告は弁護士であるから、被告の違法性と責任は殊更に重い。

本件デモは、事前の告知において、「悪法も法なり」「ヘイトスピーチ解消法にも従って下さい」と注意喚起していたのであるから（甲8）、被告らカウンターは、本件デモがヘイトデモにならないことを知っていたものである。それにもかかわらずヘイトデモであるとして中止を強要した違法性は非常に強い。

ヘイトスピーチを反ヘイトの市民が結集して止めた（甲11、甲26、27）というのは被告ら本件カウンターの身勝手な妄想に過ぎない。客観的事実としては、原告らの本件デモが、特定政党、川崎市長、特定の地方新聞、ヘイトスピーチ解消法を悪用した仮処分申請等に抗議のデモをしようとしたのに対し、それら批判の対象となる特定政党、川崎市長、特定の地方新聞、仮処分申請等の関係者が、警察権力と結託して、その言論を暴

力で弾圧した人権侵害事件である。

## 5 ヘイトスピーチ「候補」の言動に関し

### (1)

川崎デモにおいて、ヘイトスピーチの「候補」となり得る発言が散見されるかも知れない。

その代表格として、入管特例法の廃止を挙げて、ヘイトスピーチかどうかを検討する。

現行の入管特例法を廃止すべきであるという意見は、在日コリアンのうち日本国籍を持たない者（外国人）の在留資格を不安定にする方向の意見であるから、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動」という定義に強引に結び付けてヘイトスピーチ呼ばわりされやすいテーマである。

そこで、入管特例法を廃止すべきという原告らの意見について、これが憲法で保障された言論であってヘイトスピーチとして実力で事前阻止してよい言論ではないことを、以下に論じる。

### (2)

以下の見解例は、憲法で保障される言論である。（長文であるが、この項の認否の対象は、以下の言論の当否、賛否ではなく、以下の言論が憲法で保障される言論なのか、憲法で保障されない人種差別煽動のヘイトスピーチであるか、である。）

#### 記

外国人の法的地位については、最高裁判所や歴代の日本政府の見解が正しいと思う。マクリーン事件最高裁昭和53年10月4日判決は、概要、「外国人に入国や在留の権利は無く、日本国が在留許可にあたり条件を付けることは許される」、「外国人には、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす政治活動の自由は、外国人の地位にかんがみ、認められない」「在留中の適法な政治活動であっても、それが日本国にとって好ましくないとか、将来日本国の利益を害するおそれがあることを理由に、在留期間満了後は、もはや在留許可を与えず、国外に退去してもらうことは許される」という趣旨のことを述べている。

要は、国益に反する外国人は国外退去にしてよいということである。これは日本だけが取っている差別的な外国人排斥政策というわけではなく、程度の差こそあれ、どの国も取っている立場であり、国際的に一般的普遍的とってよいものである。

ところが、入管特例法による特別永住者という在留資格は、外国人に関

するこの一般的な理が完全に没却されてしまっており、日本国が主権の行使として、自国の利益に反する外国人を国外へ退去させることが、出来ないものとなっている。

北朝鮮や韓国が軍事力を用いて日本の領土や日本人の人権を侵害している中、日本がどのような防衛力を持つかを定めることが出来るのは日本国民だけのはずであるが、当の北朝鮮や韓国籍の外国人が、日本の防衛政策を批判するデモを行っても、特別永住者である限り、国外に退去させることは出来ないのである。

それだけではない。「反日」勢力（日本人、朝鮮人を問わず）の中には、外国人参政権を要求する人々がいる。日本の領土を武力で侵害している当の国の国民に、日本の参政権を与えるなど、マクリーン判決からは考えられない、主権の放棄とも言えるものである。

したがって、外国人政策を、マクリーン判決が言っているような、国際的に一般的普遍的な政策に戻すために、特別永住者という在留資格は廃止されなければならない。

この点、特別永住者は、終戦時に日本国内にいた植民地出身者とその子孫であって、強制連行の被害者であるから、特別な在留資格はその補償だという主張がある。

しかし、長い間在日朝鮮人側から、在日朝鮮人は強制連行の被害者だという言葉がまことしやかに流布されていたが、外務省の資料「昭和 35 年 2 月外務省発表集第 10 号」には、「現在日本に居住している朝鮮人の大部分は、日本政府が強制的に労働させるためにつれてきたものであるというような誤解や中傷が世間の一部に行われているが、右は事実と反する。」と記載され、「現在登録されている在日朝鮮人の総数は約 61 万人であるが、（中略）いちいち渡来の事情を調査した結果、右のうち戦時中に徴用労務者としてきたものは 245 人にすぎないことが明らかになった。」と記載されている。このことは衆議院外務委員会でも取り上げられている。

したがって、強制連行の被害者という言説は、事実と反するものである。実際には、自らの意思で終戦後に密航してきた朝鮮人も多かったのも事実である。

また、終戦時に日本にいた朝鮮人は、1952年のサンフランシスコ条約と同時に一方的に日本国籍を奪われたという歴史的経緯があるから、その補償としての特別な在留資格だという主張がある。

しかし仮にそうとしても、補償対象は一方的に日本国籍を奪われた1世と2世だけでよいはずであり、子々孫々にまで在留を保証する必要はない

はずである。

金や権利を要求する時、被害者という立場に立てば要求を正当化しやすい。だから執拗に被害者アピールをして金や権利を要求してくる人には気を付けなければならない。被害者というのが嘘ならば詐欺だし、本当に被害者でも行き過ぎた要求は恐喝、強要である。特別永住者という在留資格は、明らかに行き過ぎた要求に日本政府がずるずると屈し続けた結果である。これ以上外国勢力からの不当な要求を許してはならない。

現行法では、特別永住者が殺人などの凶悪重大犯罪を犯しても、その犯罪により日本の重大な利益が害されたと法務大臣が認定しなければ、退去強制にすることができない。一般永住者が薬物や売春などでも退去強制にできるのに比べ、明らかに不合理である。殺人などの凶悪重大犯罪は、日本の重大な利益を害していることを、法務大臣は積極的に認定すべきである。そのためには、日本国民が、どれだけの数の日本人が特別永住者の犯罪被害をこうむってきたか、事実をもっと知らなければならない。

韓国や北朝鮮が日本の主権を脅かしている以上、それらの国の国民である在日韓国朝鮮人については、日本の利益を損なう活動をしない人々にのみ在留を許し、日本の利益を損なう恐れがある者については国外へ退去強制できるよう、入管特例法を廃止すべきである。

(見解の例、以上)

### (3)

上記見解が憲法で保障された政治的言論であって、「専ら」人種差別煽動を目的とするヘイトスピーチでないことは明らかである。

日本国民が、現に行われている外国の違法行為から日本の主権や領土や国民の生命身体財産を守るために、国の安全保障をどのようにすべきか、国の外国人在留管理政策をどのようにすべきかについて、自由に発言することは、国民の固有の権利であり、不可侵の権利である。

もちろんそのような言論は、現に在留している外国人、ことに当該反日国の国籍を持つ外国人からすれば、不安や不快の念を覚える言論かも知れないが、だからと言ってそれが人種や民族に着目した不当な差別（ヘイトスピーチ）になるわけではない。

外国人政策に限らず、政治的言論には、その政策実現によって相対的に利益を受ける人と、相対的に不利益をこうむる人が出て来るのは必至であって、相対的に不利益を被る人がいるからと言って、そのような政策を論じることが禁止されるものではない。

そうである以上、このような言論活動を街頭デモで、一般の人々にわか

りやすい言葉で訴えかける活動も、憲法で保障された表現活動であって、人種差別煽動のヘイトスピーチとして実力で事前抑制することは許されない。街頭デモという性質上、一定程度、強力な表現や、省略表現になるのは止むを得ず、許容範囲である。

たとえば「我々は、日本政府に、不平等極まりない在留特別法の撤廃を要求するぞ〜」（甲18の6頁）、「この日本は日本人だけのものだぞ〜」「我々日本人は反日外国人を駆逐するぞ〜」（甲18の7頁）、「強制連行などと嘘を吐き日本にたかる在日を許さないぞ〜!」（甲19の2頁）、「自国を侵略する者を排除するのは、正しい差別なのです。」（甲19の4頁）、「川崎市は実質的に外国人参政権を認めた住民投票条例を即刻廃止しろ!」（甲20の4頁）、「私たちは日本の発展に貢献する外国人は評価しますが、犯罪を犯す外国人、日本に仇（あだ）なす外国人は徹底的に排除します。」（甲21の3頁）、「我々は特別永住許可なる在日韓国人の特権を許さないぞ〜」（甲21の4頁）、「去る9月にこの周辺でシールズなる馬鹿者どものデモがありましたが、そこにハルモニなる南北朝鮮人が参加していたことを。ここ、日本では外国人の政治活動は違法です。」（甲6、甲22、デモ口上目録1の3頁）、「憲法違反の外国人市民代表者会議で、川崎市政を威嚇する勢力を日本から叩き出せ〜!」（甲7、甲23、デモ口上目録2の2頁）などのデモ口上は、人種差別煽動のヘイトスピーチではない。

確かに「駆逐するぞ〜」「日本にたかる在日」「正しい差別」「排除します」「叩き出せ〜!」などの表現は、あるいは排斥的、あるいは侮辱的、あるいは脅迫的な響きを有しているかも知れない。しかし、文脈から判断すれば、これらが「専ら」人種や民族を理由にした差別でないことは明らかである。基準は反日か反日でないかであり、一貫している。そうである以上、これらは人種差別煽動のヘイトスピーチではない。

#### (4)

このように、川崎デモで発せられたヘイトスピーチの「候補」となり得る発言であっても、文脈から判断すればヘイトスピーチではない。

したがって、原告らが日本国民として日本の法制度や国政・市政のあり方についてデモ行進で意見表明をしようとしたことに対し、被告ら本件カウンターが、「ヘイトスピーチ」「ヘイトデモ」のレッテルを貼って、中止を強要したことは、違法性が極めて強いものである。

## 第8 損害

### (1)

原告らは、本件カウンターにより集合場所に近寄ることができず、あるいはデモ開始地点まで移動することができず、本件デモを中止させられ、予定していた1時間のデモ行進による意見表明を行うことが全くできなかった。このために原告らは著しい精神的苦痛を被った。その苦痛を慰藉するに足る慰謝料の金額は、被侵害利益の重要性、「ヘイト」のレッテル貼りの苦痛を考慮すれば、原告各自につき金50万円を下ることはない。

## (2) 集団示威活動による威力業務妨害の判決例との比較

本件カウンターの行為は威力業務妨害に他ならないところ、集団示威活動による威力業務妨害の事案として、京都地裁平成25年10月7日判決（甲28）がある。（尚、同事件の結論は控訴審の大阪高裁平成26年7月8日判決でも維持）。

これは児童が多数いる京都朝鮮学校の門前で、在特会の会員等11人の大人が学校に向けて、拡声器を用いたり大声で怒号をあげるという形で、ヘイトスピーチや名誉毀損発言を含む侮辱、威嚇、非難を50分にわたり行い、これにより学校業務を妨害したというものである。京都地裁判決は「当日、喧騒により本件学校の校舎内に著しい混乱が生じ、これによって予定通りの行事や授業ができなくなっている。これによって苦痛を受けたのは本件学校の児童や教員であるが、学校法人たる原告には損害が生じていないとはいえない。」（甲28の42頁）として、児童や教員の損害とは別に、学校法人に500万円の無形損害（自然人の慰謝料に相当）、50万円の弁護士費用を認容した（43～44頁）。ここには、当該11人の集団示威活動が人種差別に当たること、名誉毀損発言が含まれること、インターネットで動画を公開したことで損害を拡大したことが認定され考慮されている。

本件カウンターの態様は、京都朝鮮学校事件における在特会会員らの街宣行為と酷似している。対象者が違法行為を行ってきた違法な存在であるという自らの見解を、拡声器を用いて、延々と、集団で、一方的に、怒号や暴言や侮辱を交えて浴びせかけ、臨場する警察が止めないのを行い、対象者が抵抗できないのを行い、当該時点で何ら違法行為を行っていない対象者の業務を、威力をもって妨害した、悪質極まりない人権侵害事件であるという点で、全く同じである。

したがって本件カウンターによる原告らの損害額は、京都朝鮮学校事件の認容額に準じて算定されるべきである。

京都朝鮮学校事件では集団示威活動を行ったのはわずか11人であったのに対し、本件カウンターは1000人規模であった（甲11、神奈川新聞）。

対象者に与える恐怖感は単純に100倍ということである。そのような多数人に取り囲まれる恐怖感、威圧感、不安がどのようなものか、必ず動画（甲1～3）で確認されたい。その集団規模の大きさと怒号の激しさのため、原告3と原告4は集合場所に赴くことさえも出来ず引き返している。

京都朝鮮学校事件では、加害者が事前に京都市緑地担当課に集会の許可を求めているが（甲28の25頁）、本件カウンターは公安条例（甲4）の許可など申請していない。公安委員会は、同時に同じ場所で2つの集団示威活動に許可を出すことはないから、初めから許可などを得るつもりがない、違法前提の開き直りの活動である。

京都朝鮮学校事件では、学校業務が妨害されたとはいえ、低学年は窓を閉めて授業を行い（ただし3年生の教室は怒号を防げず児童が一斉に泣き出した）、高学年は他校との交流会を行った（甲28の27頁）。これに比べると、本件デモは予定していた集合場所に集合することも出来ず、デモ出発地点まで移動することも出来ず、デモを全く行うことが出来なかった。原告2は日本の国旗を持っていただけなのに、これを下ろすことを強要され、原告1はデモ口上を述べる機会を封殺された。封殺された言論は、ヘイトスピーチとは無関係の政党批判、マスコミ批判、ヘイトスピーチ解消法批判であった。

京都朝鮮学校事件では、公園にあった朝礼台を学校門前に無断で移動したり、学校所有のスピーカーの配線を切断するなどの物理的実力行使があった。京都地裁は「公益を図る表現行為が実力行使を伴う威圧的なものであることは通常はあり得ない」と断じている（甲28の38頁）。本件カウンターも、デモ隊に押し寄せて身動きできなくする、原告1を羽交い絞めにしたり服を掴んだりする暴行を加える、デモ進路の車道に座り込むなどの物理的実力行使に及んでいる。

京都朝鮮学校事件では、加害者らの発言にヘイトスピーチがいくつも含まれ、集団示威活動の目的が人種差別撤廃条約に規定する人種差別煽動であることが損害額算定に考慮された。本件も、本件デモに何ら違法性はなかったにもかかわらず、「ゴミ！」「クズ！」「恥知らず！」等と面罵し、「中止！」「帰れ！」と一方的に原告らの権利の行使を妨害した。原告らの表現の自由、それも私的な事項についての言動ではなく、日本の政治や法制度等についての日本国民としての意見を、口にする前から封殺するという悪質な態様であり、憲法21条（表現の自由）、同15条（公務員選定罷免権）、同前文（国民主権）を蹂躪する重大な不法行為であることが考慮されなければならない。

そうすると、京都朝鮮学校事件で、50分間11人の集団示威活動による威力業務妨害で、児童や教員の苦痛とは別に、学校法人の無形損害として5

00万点が認容されたことを考えれば、本件の各原告にも、同程度の損害（慰謝料）が認定されてしかるべきである。

そうすると、各原告についての慰謝料が、どんなに少なく見積もっても、その5分の1の100万円を下回することは絶対に無いというべきである。それを下回るような認定判断は、日本の民主主義、法治主義を暴力で破壊することを容認するに等しく、許されない。

尚、本件は共同不法行為であって、被告は他の約1000名と負担を分かち合えば良いから、被告1人の負担額は数千円に過ぎず、何ら酷な金額ではない。

## 第9 催告

原告らは、本年5月29日付「催告書」で、被告に対し、本件カウンター  
の不法行為にかかる慰謝料の支払いを催告し、同催告状は同月30日に被告  
に到達した（甲25）。

## 第10 弁護士費用

本件は不法行為に基づく損害賠償請求であり、原告らは弁護士委任を余儀  
なくされた。本件不法行為と相当因果関係のある損害として、各原告につき、  
請求する慰謝料の1割に当たる10万円の弁護士費用を請求する。

## 第11 結語

以上の請求原因により、不法行為に基づく損害賠償として、請求の趣旨記  
載の判決を求めて、本件提訴に及ぶ。

以上

証拠方法 証拠説明書のとおり

添付書類

委任状、訴状副本、甲号証写し

## 別紙 デモ口上目録 1

(平成 27 (2015) 年 11 月 8 日 川崎発! 日本浄化デモ【反日を許すな】)

川崎の日本国民の皆さんはご存知でしょうか?

強制連行は嘘で、実は出稼ぎ目的の不法密航でした。

従軍人慰安婦の実態は、朝鮮人女衞が集めた追軍売春婦でした。

この様な嘘を世界中で垂れ流し、声高に日本を貶める勢力に

何故、特権を与え、公金、つまり私たちの血税をバラ撒かなければなら  
ないのでしょうか?

何故、アジアの開放の為に戦い、白人の横暴と戦った我々の御先祖を貶め

同じアジア人として何もしなかった半島人が日本で被害者ヅラで居座り

金と特権をむさぼり、ゆすり、タカリを繰り返す事が出来るのでしょうか?

日本人怒りのシュプレヒコール

1) 嘘と捏造で、日本に居座り、日本人にユスリ、タカリを繰り返すザイニチを許さないぞ~!

2) 日本を貶め、日本人の先祖を貶めるザイニチを日本から叩き出せ~!

3) 犯罪を犯し、反日行為を繰り返すザイニチの特別永住権など剥奪してやるぞ~!

4) ザイニチと結託し、嘘を垂れ流し、日本人を迫害する福田川崎市長を追放するぞ~!

5) ザイニチに媚び、へつらい、日本人の血税を反日勢力に垂れ流す川崎市政をぶっ潰せ~!

6) 韓国民団なるテロ組織の走狗(そうく)と化した神奈川自民党県連を許さないぞ~!

川崎の日本国民の皆さんはご存知でしょうか?

自由の国と言われるアメリカでも、共産党は非業合法だと言う、事実を。

共産党と言う独裁者は国を破壊し、自国民を虐殺し、周辺諸国を侵略するからです。

支那・中共は文化大革命で7千万人もの自国民を虐殺し、天安門では丸腰の学生達に自動小銃を乱射し、逃げ惑う自国民を戦車でひき殺しました。

皆さんは思い出すべきです。

ソビエト連邦が70年も経たずに崩壊した理由を。

粛清、ラーゲリ・つまり強制労働キャンプ、赤い貴族、秘密警察・ゲープルーによる国民抹殺。

ところが、こうした自国民への弾圧を平然とやってのける共産党と言う名のテロ組織が、あろうことか、政党などと自称しながら国家転覆を画策している日本は全く異常なのです。

日本人怒りのシュプレヒコール

- 1) 共産党と言う政党をかたる連中の正体はテロ集団だぞ～！
- 2) 自国民を虐殺し、周辺諸国を侵略する支那中共を許さないぞ～！
- 3) 共産主義者は天安門事件の実態を隠蔽する思想犯罪者だぞ～！
- 4) 川崎共産党は南沙諸島の侵略行為について何か言ってみろ～！
- 5) 日本共産党は文化大革命で虐殺された、中国人民の人数を言ってみろ～！
- 6) 共産党のデマゴグを妄信（もうしん）する愚か者は目をさませ～！

川崎の日本国民の皆さんはご存知でしょうか？

この、川崎は反日勢力に汚染されている事を。

去る、9月にこの周辺でシールズなる馬鹿者共のデモがありましたが、そこにハルモニなる南北朝鮮人が参加していたことを。

ここ、日本では外国人の政治活動は違法です。

それを放置する川崎・神奈川の行政、司法組織。これは全く異常な事態です。

そもそも、シールズなる組織は共産党の下部組織の民青、つまり民主青年同盟との繋がりが取り沙汰される組織です。

過去にも共産党は阪神教育事件、血のメーデー事件、生田警察署襲撃事件をはじめとする数多(あまた)の警察襲撃事件や日本人殺害事件を起こしてきました。

そして、この川崎では、共産主義者と朝鮮人が連携し、その他の反日勢力と呼応しながら、日本を、神奈川を、川崎を乗っ取り、破壊活動を繰り返しています。

もう一度思い出してください！この川崎で起きた、川崎税務署員殺害事件を！

こうした、暴力を背景とした反日組織と、戦おうとしなかった、無気力政治家と無様な公務員のせいで川崎は反日勢力に汚染されています。

このような状態を絶対許してはなりません。日本国の主権者は日本国民なのです！

日本人怒りのシュプレヒコール

- 1) 川崎市の日本国民無視、特定外国人優遇を許さないぞ～！
- 2) 川崎市の多文化共生なる、朝鮮半島隷属施策（しさく）を叩き潰せ～！
- 3) 神奈川県は多文化共生と言う名の反日組織の日本侵略助長を許さないぞ～！
- 4) 自民党神奈川県議の小川久仁子の二枚舌には騙されないぞ～！
- 5) 我々は共産主義者とザイニチ組織が結託した日本破壊行為と戦うぞ～！
- 6) 青丘社（せいきゅうしゃ）なる反日朝鮮カルトと、川崎市の癒着をぶっ潰せ～！
- 7) 韓国人の為に働くなどとタワゴトを又かす南朝鮮国籍の川崎市職員を追放するぞ～！
- 8) 川崎市は、ふれあい館などと言う、反日朝鮮人のプロバカンダ拠点を廃止しろ～！
- 9) 我々は沿道でテロ行為を繰り返す外国人を追放するぞ～！
- 10) 我々日本人は反日勢力の恫喝などに屈しないぞ～！
- 11) 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！
- 12) 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！
- 13) 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！
- 14) 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！

(別紙) デモ口上目録 2

(平成 28 (2016) 年 1 月 31 日 日本浄化デモ『第二弾!』【反日を許すな】)

今の日本は、反日勢力に汚染され尽くしています!

現在、甘利【元】大臣の問題がマスゴミにより国難の如きに報じられています。

ところが、追求等と喚き散らす野党民主党議員は、自身のツイッターで日本国民を【ボウフラ・ゴキブリ】呼ばわりしました。

宇宙広と言えども同胞を【ボウフラ・ゴキブリ】する代表者が何処にいるのでしょうか!

野党が騒ぐ甘利【元】大臣問題よりも

マスゴミが延々と垂れ流す貞操観念欠如の年増タレントの不倫騒動より

国会議員が国の主権者を【ボウフラ・ゴキブリ】呼ばわりする事が余程問題だと断言します!

我々はマスゴミや反日勢力の眼くらましには【だまされません】

そして、我々はNHKを筆頭とする反日マスゴミと戦う日本人有志一同です。

ここ、神奈川にも新聞を詐称する、反日勢力のプロバカンダ広報紙がありません。

我々の活動にレッテルを貼り、活動を妨害する神奈川新聞です。

神奈川新聞にはデモ主催者の【名前を紙面で公表するぞ】と脅迫するデスクがいます。

神奈川新聞は職業上の守秘義務を会社ぐるみで無視する似非報道機関です。

職業上知りえた【個人情報脅迫の手段】として使い、勝手に紙面に掲載する等とは【正に権力の横暴】以外の何物でも有りません。

我々はこの様な反日勢力による権力の横暴には【決して屈しません!】

日本人怒りのシュプレヒコール!

- 1.反日国会議員の民主党有田ヨシフの国民侮辱を糾弾するぞ~!
- 2.国民を【ゴキブリ呼ばわり】した国会議員有田ヨシフ日本から叩きだせ~!
- 3.国民を【ボウフラ呼ばわり】した民主党有田ヨシフを東京湾に叩き込め~!
- 4.NHKは民主党有田ヨシフの【暴言事件を】ニュースで流して見ろ~!
- 5.【日本人を脅迫する】反日神奈川新聞の報道デスクを神奈川から叩き出せ~!

- 6.【嘘・捏造記事】で日本人【差別】をする神奈川新聞を追い廃刊させるぞ～！
- 7.日本人に対する【ヘイト・憎悪】表現を繰り返す神奈川新聞を発禁指定しろ～！
- 8.【偏ってますが何か】と開き直る論説委員がいる反日組織の新聞など誰が読めるか～！
- 10.【偏ってますが何か】と開き直る論説委員がいる組織が新聞社等と恥ずかし過ぎるぞ～！
- 11.【偏ってますが何か】と嘯く(うそぶく)記事を掲載したチラシを読む者は恥を知れ～！
- 12.我々は反日勢力による日本人侮辱を許さないぞ～！
- 13.我々は反日マスコミと戦い、日本を浄化するぞ～！(2回繰り返す)

今の日本は、反日勢力に汚染され尽くして居ます！

ここ、神奈川県や川崎では【多文化共生なるまやかし】が横行していますが、多文化共生を声高に主張するのは日本破壊、日本人支配を目論む反日勢力です。

そして、【反日勢力とは】周りでデモ妨害、恫喝を繰り返して居るような勢力です。

例えば、デモを妨害している勢力の一部は当初【しばき隊】などと名乗った【暴力恫喝集団】であり、その正体は特別永住者を装う反日で勢力です！

我々は、このような勢力には【絶対に屈しません】。

そもそも、【特別在留許可】とは、大東亜戦争終結時に時限的に設けられた【許可】であり

70年間も、その内容を嘘で塗り固め【永住の権利など】と言いながら、日本において【日本国民を恫喝する】など決して許されない異常事態であります。

さらに、密航者の成れの果てが大阪生野区の『日本人なら何人も殺そうと思った』と【日本人虐殺】を平然と行う類い(たぐい)の勢力と【共生など出来る訳がありません】

我々は【被害者ヅラ】する日本人への加害者勢力と【徹底的に戦います】！

日本人怒りのシュプレヒコール！

1. 川崎の桜本が日本である事が理解不能な、頭の悪い反日勢力は日本から出て行け～！
2. 憲法違反の【外国人市民代表者会議】で、川崎市政を威嚇する勢力を日本

から叩き出せ～！

3. 神奈川新聞の口車に乗って、日本人を侮辱した福田川崎市長を絶対に許さないぞ～！
4. 川崎市【市民こども局】による、こども文化センターの利用規約違反を黙認を許さないぞ～！
5. 川崎市【市民こども局】は桜本こども文化センターを青丘社(せいきゅうしゃ)に丸投げするな～！
6. 我々は
7. こども文化センターをふれあい館などと勝手に呼称する青丘社を日本から叩き出せ～！
8. 神奈川県知事黒岩の朝鮮学校構成員への学費補助と銘打つ【バラマキ】を許さないぞ～！
9. 神奈川県は学費補助と銘打つ朝鮮勢力へのテロ支援行為を即刻中止しろ～！
10. 桜本の反日外国人を改正テロ三法で徹底的に追い詰めるぞ～！
11. 川崎の反日組織を改正テロ三法で徹底的に追い詰めるぞ～！
12. 我々は稀代の悪法入管特別法が廃止されるまで戦うぞ～！
13. 我々は多文化共生、民族共生等と喚く勢力を駆逐するぞ～！
14. 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！

今の日本は、反日勢力に汚染され尽くして居ます！

このデモに【ヘイトだ差別だ】と不当なレッテルを貼り、妨害勢力を扇動しているのは

日本共産党等の【似非(えせ)コミンテルン】と【特別永住者等(ら)】です。

いったい、多くの共産主義国家が瓦解し、その残虐な実態が知れ渡る昨今共産党を名乗る勢力におもねる日本国民がどれだけ居るのでしょうか？

居るとしたら、売国確信犯か、思考能力欠如の痴れ者かあるいは【革命中毒者】でしょう！

私達は似非(えせ)共産主義者らの甘言には【絶対に騙されません！】

だいたい、共産国家での粛清と言う名もとの凄惨で、且つ、夥しい数の自国民虐殺や、中国共産党の侵略行為、民族虐殺、天安門や文化大革命などの自国民虐殺について、一言も発しない日本共産党が、上から目線で【庶民】や【大衆】などと言うレッテルを我々一般国民に貼り、あまつさえ適法に行われるデモに妨害をを加えるなど、【噴飯物(ふんぱんもの)の異常事態】であります。

つまり、日本のサヨク集団は思想や政党に値しないパヨク、【テロ集団】なのです。

そして、川崎市では似非コミンテルンや反日サヨクが日本人弾圧法案である川崎ヘイトスピーチ規制条例制定を画策しています。

川崎ヘイトスピーチ規制条例とは共産主義者の常套手段のレッテル貼りと言論封殺で日本人を弾圧しようと言う大阪の悪法より数段悪質な【テロ法制】です。

我々は【反日テロ行為には】決して屈しません！

日本人怒りのシュプレヒコール！

1. 【言論の自由を喚く】パヨクが言論弾圧法をもとめる等笑止千万だぞ～！
2. 神奈川共産党の朝香由香の自衛隊差別発言を忘れないぞ～！
3. 子育て中を【売り】にする神奈川共産党の朝香由香は日本全国の母親に謝罪しろ～！
4. 子供を養育する崇高な義務と、普遍的な子育ての努力に泥を塗る共産党は人類の恥だぞ～！
5. 従軍慰安婦を連呼する日本共産党は中共の文化大革命の犠牲者数を言ってみろ～！
6. 慰安婦・イアンフと喚く喚く日本共産党は【ライタイハン】と百回唱(となえろ)えろ～！
7. 庶民やら一般国民等とのたまう日本共産党は天安門事件と千回反芻(はんすう)しろ～！
8. 追軍売春婦を【国会】に呼んで【死刑場】等と言わせる日本共産党を日本から叩き出せ～！
9. 【戦争を許さない】と言いながら一方で【安倍死ね】と言うシールズは笑わせるな～！
10. 憲法九条の会とやらが、北朝鮮の水爆実験に【だんまり】なのはブラックジョークですか～！
11. 北朝鮮にリアルな危険なしと言った共産党志位委員長の核実験後の言い分には大笑いしたぞ～！
12. 安全保障法制を【戦争法案】と喚く勢力は、南沙諸島の中共埋立地で喚いてみろ～！
13. 侵略だ、虐殺だと喚く反日左翼は、天安門で同じことを喚いて見せろ～！
14. 侵略だ、虐殺だと喚く反日左翼は、チベット・モンゴルでやってみせろ～！

15. 我々の大事なご先祖に汚名を着せる反日サヨクを絶対に許さないぞ～！
16. 反日特亜勢力と結託して反日テロを行うサヨク共を日本から叩き出せ～！
17. 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！
18. 我々は反日勢力と戦い、日本を浄化するぞ～！

(平成 28 (2016) 年 6 月 5 日【川崎発！日本浄化デモ第三弾！】)

我々は、川崎や日本を、反日勢力から守る為立ち上がった国民有志一同です。日本には、自国を貶め、日本を破壊し、日本を反日勢力に売り渡そうとする反日勢力が多数存在しています。

皆さんは、マスコミが良く言う『憲法学者』ってどんな資格かご存知ですか！私達は不思議に思います。憲法学者などと言う公的資格なんてありません。憲法学者や、専門家などとマスコミに言われると、うっかり権威のある者と信じてしまう事は、皆様が騙されているかも知れませんが、騙されたままでは、日本破壊に手を貸す事になるのです。

多くの国で共産党は非合法とされています。ところが日本では政党を名乗り、無責任な甘言を弄しながら、国民を欺いています。

今回のヘイトスピーチ解消法が良い例です。普段は憲法、憲法と言っている共産党が【憲法違反】のヘイトスピーチ解消法では諸手挙げて賛成しているのは、まことに奇怪な話です。

マスコミがもてはやす、憲法学者もヘイトスピーチ解消法に反対しないのは何故ですか？

こうした、共産党を始めとする自称サヨク勢力や、サヨク思想に染まったマスコミが日本を貶め、日本を破壊してきました。

我々はこの様な反日勢力と断固戦います！

日本国民怒りのシュプレヒコール！

- 1) 天皇制などと言う妄言を広めた共産党を許さないぞ～！
- 2) 日の丸は国旗として定着していないと言った共産党を許さないぞ～！
- 3) 日本の誇りである自衛隊を解消しろ等と言う共産党を許さないぞ～！
- 4) 自衛隊の車両を見て怖い世の中になったと言ったあさか由香は恥を知れ～！
- 5) 日頃、憲法ケンポーと連呼する共産党はヘイトスピーチ解消法の違憲性について何か言ってみろ～！
- 7) 日本共産党は中国共産党の天安門事件や文化大革命を批判して見せろ～！
- 8) 民進党と、共産党の選挙協力こそが野合だろ～！
- 9) 共産党は沖縄のプロ市民が米兵の子供にまで残虐なヘイトスピーチをしているのを止めさせろ～！

10) プロ市民のおためごかしやシールズのラップで抗議とか辟易(へきえき)だ～！

11) プロ市民が福島のパラティエ学生に行った残虐なヘイト行為を許さないぞ～！

我々は日本を破壊するサヨクと断固戦うぞ～

我々は日本を破壊するサヨクを許さないぞ～

我々は日本を破壊するサヨクと断固戦うぞ～

我々は日本を破壊するサヨクを許さないぞ～

我々は、川崎や日本を、反日勢力から守る為立ち上がった国民有志一同です。日本には、自国を貶め、日本を破壊し、日本を反日勢力に売り渡そうとする反日勢力が多数存在しています。

そう言う反日勢力が日本人を奴隷化するために作ったのがヘイトスピーチ解消法です。

皆さんは、ヘイトスピーチ解消法を推進して来た法務省人権擁護局が【日本人の人権】について何か施策を推進した事を見たことがありますか？聞いた事がありますか？

ありませんよね！ 法務省人権擁護局は外国人と自称マイノリティの事しかやらないのであれば、一般国民の敵ではないでしょうか。

案の定、反日勢力が跋扈(ばっこ)する川崎では、この法律の悪用と、反日勢力の嫌がらせが始まりました。

川崎市長福田は公園利用を不法に拒否し、反日マスゴミが自宅デモ主催者の自宅に押しかけ、どこぞの福祉法人が理念法を振りかざして仮処分申請を行う等です。

大体、たった一人が主催するデモにマスコミ総がかりで攻撃を加える等とはなんと言う【卑怯な振る舞い】でしょう。

そして、朝日新聞のように、日本人へのヘイトを世界中に広めたマスコミが何を言っているのかと、神経を疑います。

この様な反日勢力と我々は断固戦います。

日本国民怒りのシュプレヒコール！

- 1) 法務省人権擁護局は日本人の人権をないがしろにする日本の敵だ～！
- 2) 法務省はヘイトの定義を示せない無能人権擁護局を廃止しろ～！
- 3) 地方自治法すら守れない川崎福田紀彦は川崎市民をバカにするな～！
- 4) 川崎福田市長は日本人差別をやめろ～！
- 5) 川崎福田市長は職権濫用の独裁主義者だぞ～！

- 6) 理念法をもって規制を濫用する福田市長を許さないぞ～！
- 7) 日本人への憎悪表現を世界にバラ撒いた朝日新聞こそがレイシストだろう！
- 8) 法務省は日本人に対するヘイトを蔓延させた朝日新聞を廃刊させろ～！
- 9) 憲法と国際条約の上下関係も解らぬ自民党西田昌司は議員辞職しろ～！
- 10) 憲法、ケンポーと喚く共産党が憲法違反のヘイト対策法を喚くのは滑稽だぞ～！
- 11) 人権擁護局はデモ主催者の名前を無断で掲載し続ける神奈川新聞を告発しろ～！
- 12) 非公開の住所に押しかけ個人の権利を侵害する朝日新聞こそレイシストだ～！
- 13) 反日勢力の日本乗っ取りの手先のマスコミに幻惑される国民は恥を知れ～！

我々は日本を破壊する反日勢力と断固戦うぞ～

我々は日本を破壊する反日勢力を許さないぞ～

我々は日本を破壊する反日勢力と断固戦うぞ～

我々は日本を破壊する反日勢力を許さないぞ～